

狭山市立山王小学童保育室指定管理業務に関する質問への回答

No.	資料名	項目名	該当番号	ご質問内容	回答欄
1	指定管理者募集要項	別紙 責任分担表		<p>「施設・設備の修繕」と「不可抗力」の関係について確認いたします。</p> <p>不可抗力に該当する理由により施設・設備の修繕が必要となった場合、修繕金額にかかわらず、責任分担は狭山市にあるという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>また、「施設・設備の損傷」に関して、「小規模なもの」とありますが、その範囲をご教示ください。</p> <p>さらに、山王小学童保育室の玄関には文化財のコンテナが置かれております。指定管理者となった場合、十分注意して管理運営を行いますか、万が一損傷が生じた場合、その責任はすべて指定管理者に帰属するのでしょうか。</p> <p>あわせて、文化財の所管部局との管理責任の分担について、どのように整理されているのかご教示ください。</p>	<p>不可抗力による修繕につきましては、お見込みのとおりです。</p> <p>また、「施設・設備の損傷」に係る「小規模なもの」については、1件100万円以下(税込)のものとしたします。</p> <p>文化財コンテナの損傷につきましては、指定管理者募集要項P9責任分担表中「第三者への賠償」に該当するものとしたします。</p> <p>文化財所管部局との管理責任分担につきましては、学童保育室として使用する部分については、指定管理者による管理として、共用部分については、必要に応じて協議するものとしたします。</p>
2	指定管理者業務仕様書	3. 施設の概要	(4) 規模	<p>前回の指定管理者選定時の業務仕様書では、施設の延べ床面積が496㎡と示されていましたが、本仕様書では235.98㎡と記載されています。この差異の理由をご教示ください。</p> <p>また、235.98㎡について、仕様書掲載の平面図に記載されている部屋ごとの面積を示していただくことは可能でしょうか。</p>	<p>保育室面積のみを記載したことから差が生じておりますので、指定管理者業務仕様書を修正いたします。</p> <p>また、各部屋の面積につきましては、1階学童保育室(西側) 53.97㎡(洗濯機置き場1.8㎡を含む)、湯沸室10.03㎡、1階学童保育室(東側) 55.09㎡、倉庫8.91㎡、4階学童保育室64㎡、4階学童保育室(タイムシェア分) 64㎡となります。</p>
3	指定管理者業務仕様書	7. 募集人数	(1)	<p>「定員」ではなく「募集人数」と記載している理由をご教示ください。</p> <p>また、「タイムシェア型学童保育室」の定義をご教示ください。</p> <p>あわせて、同文言は「9 法令等の遵守」に記載されている各法令等に定めがあるものか、該当する場合はどの法令等に記載されているのかご教示ください。</p> <p>山王小学童保育室における「定員」は何名となるのでしょうか。</p> <p>費用の積算にあたっては、最大人数である120名を前提として積算して差し支えないでしょうか。</p> <p>年度によっては、募集人数が積算根拠となる人数を下回る可能性があります。そのような場合、年度協定等により指定管理料の変更が生じ得るのかご教示ください。</p> <p>仮に変更が生じ得る場合、募集要項4 管理運営にかかる経費(1) 指定管理料において「指定管理料の精算は原則行わない」と記載されておりますが、年度協定による金額決定と、提案時予算額からの減額との整合性について、どのように考えればよいかご教示ください。</p>	<p>狭山市立山王小学童保育室の入室定員につきましては、狭山市立学童保育室条例第2条において80人と規定しておりますが、タイムシェア分として40人を追加で募集していることから、条例上の表現と区別して「募集人数120名」と記載しているものです。</p> <p>「タイムシェア型学童保育室」は法令等に規定されたものではありませんが、指定管理業務仕様書では、「小学校の余裕教室を一時的に借用し、本体学童保育室と一体的に放課後児童健全育成事業を行うこと」としており、山王小学童保育室では余裕教室1室を年度ごとに借用して実施しています。</p> <p>指定管理料につきましては、タイムシェア分を含む120名(3支援単位)を前提として積算していただいて差し支えありません。なお、タイムシェア分については、現在使用している部屋が将来的に借用できなくなる可能性は低いと考えてはいますが、実施が困難となった場合には、タイムシェア分を除いた80名(2支援単位)を前提とした指定管理料に見直すものとしたします。</p>

No.	資料名	項目名	該当番号	ご質問内容	回答欄
4	指定管理者業務仕様書	10. 支援の体制	(1) 支援員等の配置	「※」において常勤の責任者を置くこととされていますが、当該常勤者については、必ずしも支援員資格を有する者でなくても差し支えないという理解でよろしいでしょうか。 また、1支援分については「タイムシェア分」とするとありますが、職員配置については常時3支援分を前提として積算して差し支えないでしょうか	いずれもお見込みのとおりです。 ただし、回答No.3のとおり、タイムシェア分の実施が困難となった場合には、タイムシェア分を除いた2支援単位を前提とした指定管理料に見直すものとします。
5	指定管理者業務仕様書	12. 管理運営に係る経費	(1) 予算の執行 ① 4) 管理費 ウ	101万円以上の修繕については、指定管理料での対応ではなく、市による修繕対応になるという認識で相違ないでしょうか。	1件100万円を超える修繕につきましては、市による対応となります。
6	指定管理者業務仕様書	20. その他		照明設備のLED化事業に関して、「当事業が実施されるまで指定管理者が自らの判断でLED化を行ってはならない」と記載されています。 一方で、設備状況により保育を実施する上で支障があると指定管理者が判断した場合、市と協議のうえLED化改修を実施することは可能でしょうか。 また、可能な場合の費用分担について、市のお考えをご教示ください。 また、照明設備更新の実施時において、「利用制限の調整」「代替スペースの確保」を指定管理者が行うと記載されています。 これは、登室人数の制限や、代替保育スペースの確保を指定管理者が行うという認識で相違ないでしょうか。	照明設備の更新の取扱いにつきましては、原則は指定管理者業務仕様書に記載のとおりですが、特段の事情が生じた場合には、指定管理者による実施の可否や費用分担を含めて協議いたします。 「利用制限の調整」「代替スペースの確保」につきましてはお見込みのとおりですが、工事にあたっては、可能な限り児童の登室していない時間帯に実施するなど、学童運営に支障がないよう配慮する予定です。
7	指定管理者業務仕様書	別表 狭山市立山王小学 童保育室管理保守点検等 業務		表中の「消防設備定期点検」「建築物点検」「建築設備等点検」「防火設備定期点検」について、本施設は学童保育室の専有施設ではないため、指定管理者が実施すべき点検範囲をご教示ください。 また、現仕様書では「週1回 浄化槽点検」と記載されていますが、令和9年度以降、指定管理者による浄化槽点検は実施不要という認識でよろしいでしょうか。	学童保育室として専用している部分のほか、昇降口、階段、1階及び4階の廊下、トイレ等日常的に使用する部分を点検範囲といたします。 また、指定管理者による浄化槽点検の実施は必要となりますので、指定管理者業務仕様書を修正させていただきます。
8	指定管理者業務仕様書	別紙 (15関係) 大便器 洋式化修繕業務基準		本業務について、提案内容及び見積額算定の参考とするため、狭山市が想定している修繕費用の概算予算額及び上限額をご教示ください。 また、本業務においては、便器の洋式化に加え、扉・内装等の付帯修繕も含めて検討しておりますが、給排水管の更新等の大規模改修までは想定されていないとの認識でよろしいでしょうか。 なお、本業務完了後、経年劣化や既存設備の不具合等により追加修繕が必要となった場合の費用負担区分についてご教示ください。 特に、本業務の施工範囲外に起因する不具合や、本業務実施時点では判明していなかった既存設備の不具合については、狭山市負担との認識でよろしいでしょうか。	概算予算額につきましては、各事業者にご提案いただく部分になりますので、回答は差し控させていただきます。なお、上限額の設定はありません。 業務内容につきましては、和式便器の洋式便器への交換と付随して必要となる軽微な補修等を想定しており、給排水管の更新等の大規模改修は想定していません。 なお、その他ご指摘の修繕につきましては、指定管理者募集要項に記載の責任分担表によることといたします。

No.	資料名	項目名	該当番号	ご質問内容	回答欄
9	指定管理者業務仕様書	別紙（15関係） 大便器 洋式化修繕業務基準		<p>本修繕に係る費用については、指定管理期間初年度に全額計上する必要があるのか、または指定管理期間（5年間）において計画的に分散して計上することも可能なのか、ご教示ください。</p> <p>また、近年の人件費上昇、物価高騰及び国際情勢の変化等により、事業提案時と実際の修繕実施時で工事費用が増加する可能性があります。</p> <p>その場合、当初提案額又は市が想定する予算額を超過することとなった際には、修繕内容や必要性を踏まえ、市との協議により予算額又は修繕内容の見直しを行うことは可能でしょうか。</p> <p>また、協議が可能な場合、その考え方や手続きについてご教示ください。</p>	<p>実施時期につきましては、指定はありません。</p> <p>原則として、提案額または修繕内容の見直しは行いませんが、修繕料については精算項目となることから、物価高騰等を見込んでご提案いただいたうえで、精算することは可能です。</p>
10	指定管理者業務仕様書	別紙（15関係） 大便器 洋式化修繕業務基準		<p>対象施設について、アスベスト含有調査結果等の資料がございましたらご提供ください。</p> <p>また、現時点でアスベストの使用有無が未確認の場合、本業務の実施に伴いアスベスト調査や対策工事が必要となった際の費用負担区分についてご教示ください。</p>	<p>当該施設につきましては、アスベスト含有調査の結果等の資料はありません。</p> <p>そのため、必要に応じてアスベスト調査等の業務実施に要する期間や経費を工程内に見込んだうえで、積算してください。</p> <p>なお、調査の結果、対策工事が必要となった場合には、費用負担区分を含め、協議のうえ対応を決定することといたします。</p>